

岐阜県介護人材育成事業者認定制度 取組宣言事業者の募集について



令和6年度版

岐阜県健康福祉部 高齢福祉課 長寿社会推進係

目次

1. 認定制度の概要	1
(1) 対象となる事業者	1
(2) 評価の観点	1
(3) 認定グレード	1
2. 取組宣言から認定までの流れ	2
3. 取組宣言の手続き	2
(1) 必要な書類	2
(2) 書類の提出先	2
4. 取組宣言書類の記入方法	3
(ア) 岐阜県介護人材育成事業者認定制度取組宣言書（様式第1号）	3
(イ) 宣言関係書類①の記入	3
(ウ) 宣言関係書類②の記入	4
〔記載例①〕	5
〔記載例②〕	6
〔記載例③〕	7
[参考]各種支援制度	8

< 認定のメリット >

イメージアップに活用

- 岐阜県介護情報ポータルサイト「ぎふ kaiGO!」で詳しく紹介 <https://www.gifu-kaigo.jp/>
- 「ぎふ・いきいき介護事業者」紹介冊子等に掲載
- 認定証、表示板、のぼり旗によるPR

求人に活用

- ハローワークでの求人票に認定事業者であることを表記
※ 求人の際、求人票に記載する必要があります

認定取得に向けた支援

- 社会保険労務士による個別・現地相談会
- 福祉サービス第三者評価受審費用の助成（G1取組宣言事業者のみ）

更なる取組み支援

- 取組事例発表を含む基礎セミナーの開催
- 人材育成や職場環境改善等に関する専門セミナーの開催

1. 認定制度の概要

岐阜県介護人材育成事業者認定制度は、介護人材の育成及び職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護サービス事業者を、県が介護人材育成事業者〈ぎふ・いきいき介護事業者〉として「認定」し、「公表」することを通じて支援するとともに、介護人材の確保を促進する制度です。

(1) 対象となる事業者

認定の対象は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づき、岐阜県内で指定された事業所又は施設を設置する事業者のうち、p.4「認定対象サービス一覧」のサービスを運営する事業が対象となります。

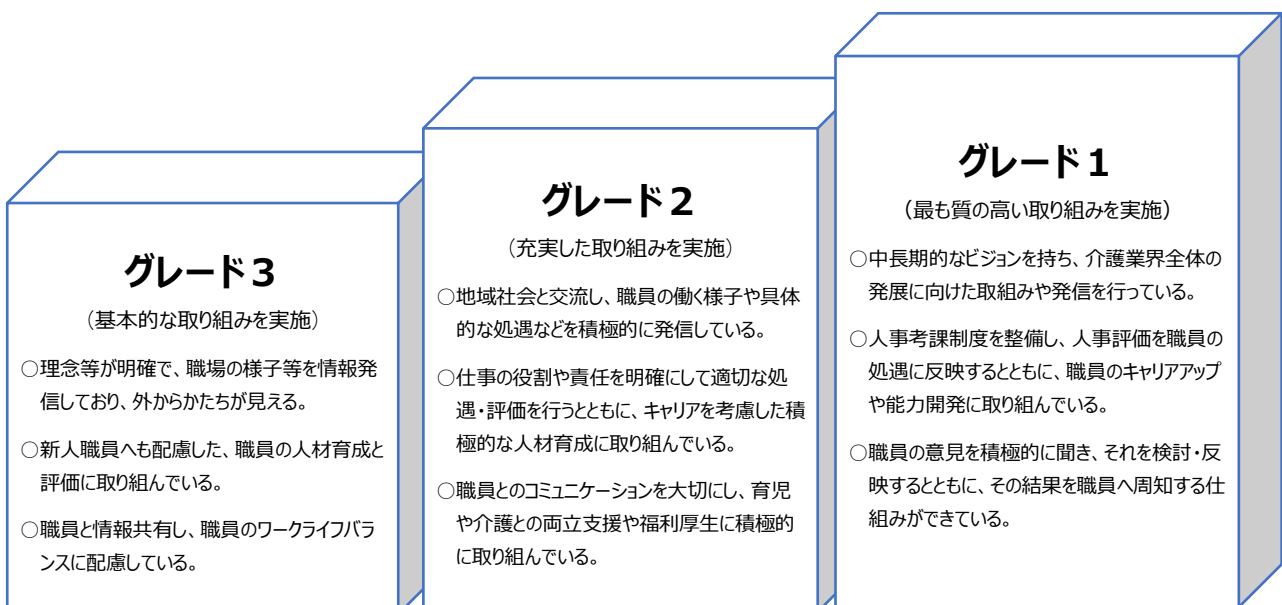
(2) 評価の観点

次の3つの観点からなる評価項目により、それぞれの達成状況を確認します。

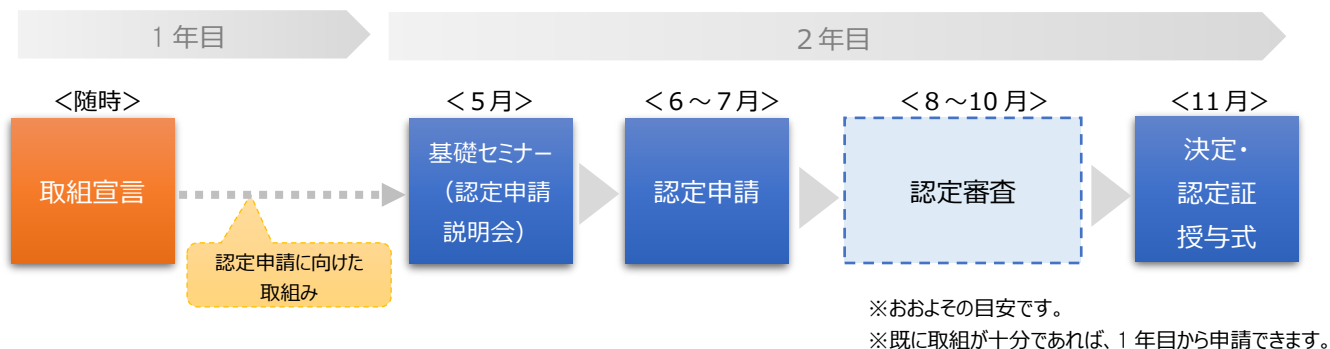
- ① 信頼される運営……地域や職員から信頼を得られる運営に取り組む事業者
- ② 積極的な人材育成……職員を適正に育成・評価し処遇を行う事業者
- ③ 職員の定着促進……職員の離職防止と定着を推進する事業者

(3) 認定グレード

介護人材が「働きたい職場」「働きやすい職場」を実現するための人材育成や、職場環境改善の取り組みは、給与や評価制度等の整備、職員の理解促進等を行いながら、段階的に取り組んでいくことが必要です。認定制度では取り組みの評価項目について達成状況を確認する基準を設定し、その達成状況に応じてグレード1から3までの認定を行います。達成状況に応じたグレードでの認定により、事業者にとっては現在の達成状況を客観的に知ることができ、次の段階に進むにはどのような取り組みを行っていったらよいかを確認する指針を得ることができます。



2. 取組宣言から認定までの流れ



- 取組宣言受理後、「宣言関係書類①」に記入いただいた基本情報（1～4項目）を取組宣言事業者情報として県高齢福祉課ホームページ上で公表します。
- 令和6年度は、5月頃に基礎セミナー（認定申請説明会）の開催を予定しています。開催については取組宣言いただいた事業者あてに連絡するとともに、県高齢福祉課ホームページ上でもお知らせします。

3. 取組宣言の手続き

(1) 必要な書類

取組宣言に必要な書類は以下のとおりです。（各書類1部ずつ）

- (ア) 岐阜県介護人材育成事業者認定制度取組宣言書（様式第1号）
- (イ) 宣言関係書類①
- (ウ) 宣言関係書類② 又は「介護職員処遇改善計画書事業所一覧」の写し

※取組宣言書等は、県高齢福祉課ホームページからダウンロードできます。

トップ > 子ども・女性・医療・福祉 > 高齢者 > 介護人材確保 > 岐阜県介護人材育成事業者認定制度
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/14887.html>

(2) 書類の提出先

県高齢福祉課へ提出してください。

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県 健康福祉部 高齢福祉課 長寿社会推進係

TEL : 058-272-8289 (直通) FAX : 058-278-2639 E-mail : c11215@pref.gifu.lg.jp

◎ 認定制度支援制度に係る優先受付期間 : 令和6年4月30日(火) 17:00まで

※上記の期限までに取組宣言関係書類の提出があった事業者のうち、希望する事業者については、「個別・現地相談会」及び「福祉サービス第三者評価受審費用の助成」等について優先的に対象とします。

4. 取組宣言書類の記入方法

※記載例①～③（p.5～7）を参照してください。

(ア) 岐阜県介護人材育成事業者認定制度取組宣言書（様式第1号）

取組宣言書は、事業者が認定取得に取組むことを知事に対し宣言する書類です。

1 取組宣言日

取組宣言日を記入してください。

2 有効期限

取組宣言日の2年後の日付を記入してください。

[例] 取組宣言日が令和6年4月30日の場合、有効期限の日付は令和8年4月30日

3 法人名及び代表者氏名

法人名及び法人の代表者の役職、氏名を記入してください。事業所名は記入しないでください。

4 職員の過半数を代表する者の職名及び氏名

認定取得に取組むことを職員全員に周知した証明として、職員の過半数を代表する者の職名及び氏名を記入してください。

(イ) 宣言関係書類①の記入

宣言関係書類①は、事業者の基本情報及び担当者などを記入する書類です。

基本情報（1～4項目）を取組宣言事業者情報として県高齢福祉課ホームページ上で公表しますので、記入内容に間違いがないよう注意してください。

1 取組グレード

取組宣言有効期間内（2年間）に、認定取得を目指すグレードを記入してください。

2 法人名

法人名を記入してください。ふりがなも記入してください。

3 代表者氏名

法人の代表者の役職及び氏名を記入してください。ふりがなも記入してください。

4 法人本部の所在地

法人本部の所在地、電話番号及びFAX番号を記入してください。

5 認定取組担当者

認定制度取組の主担当となる方の所属名、役職、氏名、ふりがな、連絡先を記入してください。取組宣言書提出後は、記入いただいた担当者の方を窓口として県から連絡をします。メールでの連絡が主となりますので、メールアドレスは記入間違いが無いよう注意してください。

6 従業員数

「①全従業員数」は、職種や役職等に関係なく、事業者（法人）が実施するすべての事業に従事する者の在籍者数（ただし、派遣労働者、委託業務従事者は含みません）を記入してください。

「②認定対象サービスの従業員数」は、職種や役職等に関係なく、認定対象サービス（別表第1）に従事する者の在籍者数（ただし、派遣労働者、委託業務従事者は含みません）を記入してください。

「③認定対象サービスの正規職員数」は、上記「②認定対象サービスの従業員数」のうち、労働時間に関係なく、雇用期間の定めのない者の総数を記入してください。

7 職員への周知状況

認定取得の取組宣言を行うためには、代表者だけの意志ではなく、職員との合意形成が必要です。全職員の方々へ取組宣言することを周知した確認と周知方法を記入してください。

8 希望する支援制度

認定基準を満たすために県が行う支援制度のうち、取組宣言後に希望する支援制度を選択してください。
支援の希望状況を把握するための記入ですので、支援を確約するものではありません。

9 認定申請予定時期

認定申請の予定時期を記入してください。

(ウ) 宣言関係書類②の記入

宣言関係書類②は、事業者が運営する認定対象サービスの事業所・施設を記入する書類です。事業者が運営する全ての認定対象サービスの事業所・施設名、サービス種別及び介護保険事業所番号を記入してください。

※「介護職員処遇改善計画書（事業所一覧）」の写しを提出する場合は、宣言関係書類②は提出不要です。

※サービス種別は下記から該当する給付サービスを記入してください。

< 認定対象サービス一覧 >

介護給付サービス	予防給付サービス
訪問介護	-
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
通所介護	-
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護（老健）	介護予防短期入所療養介護（老健）
短期入所療養介護（病院等（老健以外））	介護予防短期入所療養介護（病院等（老健外））
夜間対応型訪問介護	介護予防認知症対応型通所介護
認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防特定施設入居者生活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護予防認知症対応型共同生活介護
看護小規模多機能型居宅介護	
特定施設入居者生活介護	地域支援事業
地域密着型特定施設入居者生活介護	第一号訪問事業
認知症対応型共同生活介護	第一号通所事業
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護医療院	
介護療養型医療施設	
地域密着型介護老人福祉施設	
地域密着型通所介護	

〔記載例①〕

様式第1号（第4条関係）

岐阜県介護人材育成事業者認定制度

取組宣言書

岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施要綱第4条の規定に基づき、私たちは、全ての職員がやりがいを持って働き続けられる職場づくりに取組むことを宣言します。

宣言日：令和 **6**年 **4**月**30**日
有効期限：令和 **8**年 **4**月**30**日

取組宣言日を記入

取組宣言日の2年後の日付を記入

取組宣言事業者

法人名 **社会福祉法人 藪田会**
代表者氏名 **理事長 藪田 一郎**

法人名および法人の代表者の職・氏名を記入

認定取得に取り組むことを職員全員に周知した証明として、職員の過半数を代表する者の職・氏名を記入

職員の過半数を代表する者

職名 **介護職員**
氏名 **清流 花子**

岐阜県知事 様

〔記載例②〕

宣言関係書類①

【宣言事業者の基本情報】 岐阜県介護情報ポータルサイト等で公表いたしますので、あらかじめご了承ください。

1 取組グレード	取組宣言有効期間内(2年間)に認定取得を目指すグレードを記入 グレード3
2 申請法人の名称	(ふりがな) しゃかひふくしほうじん やぶたかい 社会福祉法人 藪田会
3 申請法人の代表者の役職及び氏名	(ふりがな) いしちょう やぶた いちろう (役職名) 理事長 (氏名) 藪田 一郎
4 法人本部所在地	〒 500-7570 岐阜市藪田南2-1-1 電話番号 (058-272-8789) FAX番号 (058-278-2639)

【その他必要な情報】 公表等はいたしません。

	所属名	特別養護老人ホーム 藪田苑	役職	事務長
	認定制度取組の主担当となる方(県とのやり取りの窓口となる方) 氏名	みなも はなこ		
5 認定取組担当者	氏名	水面 花子		
	連絡先	電話番号 058-272-8296 FAX番号 058-278-2636 E-mail h-minamo@yabutakai.or.jp	メールでの連絡が主となります。 記入誤りがないか、今一度ご確認ください。	
6 従業員数	※派遣労働者、委託業務従事者は従業員数に含まれません。取組宣言日現在で記入ください。 ①全従業員数： 87 人 職種や役職等に関係なく、事業者(法人)が実施するすべての事業に従事する者の在籍者数 ②認定対象サービスの従業員数： 68 人 職種や役職等に関係なく、認定対象サービス(別表第1)に従事する者の在籍者数 ③認定対象サービスの正規職員数： 54 人 ②「認定対象サービスの従業員数」のうち、労働時間に関係なく、雇用期間の定めのない者の総数			
7 職員への周知状況	<input checked="" type="checkbox"/> 「宣言」を全職員に周知した <input type="checkbox"/> 会議等で職員と一緒に検討して周知した <input type="checkbox"/> その他 認定取得の取組宣言を行うためには、代表者だけの意志ではなく、職員との合意形成が必要です。全職員の方々へ取組宣言することを周知した確認と周知方法を記入してください。			
8 希望する支援制度	※支援制度の内容は「岐阜県介護人材育成事業者認定制度取組宣言事業者募集について」8ページにあります。以下の制度を利用予定の場合は、チェックを入れてください。なお、ニーズを把握するための調査であり、支援を確約するものではありませんのでご了承ください。 <input type="checkbox"/> 個別・現地相談会(社会保険労務士派遣) <input type="checkbox"/> 福祉サービス第三者評価受審費用支援(※G1取組宣言事業者のみ利用可)			
9 認定申請予定時期	<input checked="" type="checkbox"/> 令和6年度申請予定 <input type="checkbox"/> 令和7年度申請予定			

〔記載例③〕

宣言関係書類②

【指定サービス事業所一覧表】※介護職員処遇改善加算計画書（事業所一覧）の写しを提出する場合は提出不要です

	事業所・施設名	サービス種別(※1)	介護保険事業所番号
1	特別養護老人ホーム 藪田苑	介護老人福祉施設	21*****
2	デイサービスセンター 藪田苑	通所介護	21*****
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

運営する全ての認定対象サービスの事業所・施設名、サービス種別及び介護保険事業所番号を記入してください。

不足する場合は適宜行を追加してください。

※サービス種別は下記から該当する給付サービスを記入してください。

介護給付サービス	予防給付サービス
訪問介護	-
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
通所介護	-
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護（老健）	介護予防短期入所療養介護（老健）
短期入所療養介護（病院等（老健以外））	介護予防短期入所療養介護（病院等（老健以外））
夜間対応型訪問介護	介護予防認知症対応型通所介護
認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防特定施設入居者生活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護予防認知症対応型共同生活介護
看護小規模多機能型居宅介護	
特定施設入居者生活介護	地域支援事業
地域密着型特定施設入居者生活介護	第一号訪問事業
認知症対応型共同生活介護	第一号通所事業
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護医療院	
介護療養型医療施設	
地域密着型介護老人福祉施設	
地域密着型通所介護	

(1) 個別・現地相談会

社会保険労務士による、職員が働きやすい職場環境整備のための相談会を実施します。相談会は、希望に応じて随時開催し、場合によっては各介護事業所に社会保険労務士が訪問し、相談に対応します。取組宣言事業者、認定事業者が利用可。

(2) 基礎セミナーの開催

認定制度への理解を深めていただくための説明会及び認定事業者の取組みに関する発表会を開催します。

(3) 専門セミナーの開催

人材育成や職場環境改善等に関する専門セミナー及び認定事業者の取組みに関する発表会を開催します。

(4) 福祉サービス第三者評価の受審費用の支援

取組宣言事業者に対して「福祉サービス第三者評価」を受審するための費用を助成（最大10万円まで）します。G1取組宣言事業者のみ利用可。

※認知症対応型共同生活介護は第三者評価の受審が設置基準に定められているため対象外。

(5) アセッサー講習受講支援事業

介護キャリア段位制度アセッサー講習受講費用の一部を助成します。

(6) 介護人材キャリアパス支援事業

- ・ 介護事業者が行う職位・階層に応じた知識や技術の習得のための費用を助成します。
- ・ 介護職員が受講する職場外研修の受講料を助成します。

(7) 介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業

介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の受講に必要な経費の一部を助成します。

(8) 介護事業所における ICT 導入事業費補助金

介護事業所に記録・情報共有・請求業務を一気通貫で行うことができる介護ソフトの導入や、介護ソフトを使うためのハードウェア・通信環境整備に係る経費の一部を助成します。

(9) 介護ロボット導入促進事業費補助金

介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費の一部を助成します。

< 評価項目達成状況の確認基準 >

評価項目について達成状況を確認する基準を設定し、その達成状況に応じてグレード3から1までの認定を行います。

【グレード3】

- 法人としての理念や方針を明確にし、それに向けて取り組んでいる
- ホームページを開設し、施設等の様子を発信する取り組みをしている
- 人材育成に向けた評価制度を有している
- 新人職員への指導を計画的に実施している
- 職員のキャリアアップを支援する取り組みをしている
- 事業者の課題や取り組み等を職員と情報共有する取り組みをしている
- 職員のワークライフバランスを配慮する取り組みをしている

【グレード2】

- 職員参加のもと、地域社会との交流や連携に取り組んでいる
- 職員の働く様子や具体的な業務・処遇などの情報を発信する取り組みをしている
- 仕事の役割や責任を明確にして給与に反映させるとともに、人事評価を適切に行う取り組みをしている
- 階層別の人材育成計画を策定し実行している
- 職員の資格取得を支援し、その実績があるとともに、キャリアパス制度を導入し、そこに求められる能力が充足されるよう、育成計画を策定し、公表している
- 職場の意見を把握し、コミュニケーションの活発な職場づくりに向けた取り組みをしている
- 仕事と育児、介護の両立に向けた具体的な支援に取り組んでいる
- 健康づくりを積極的に進めるとともに、福利厚生制度を充実させている
- 定量的指標のうち、基準を満たす指標が2個以上ある

【グレード1】

- 中長期的なビジョンに関する計画等を策定している
- 職員参加のもと、社会貢献や介護全体のイメージアップに向けた取り組みをしている
- 福祉サービス第三者評価受審等をしている
- 人事考課制度を整備するとともに、人事評価結果の処遇への反映方法を明確にし、給与表を職員に公表している
- 職員のキャリアアップに向けた積極的な取り組みをしている
- 職員の意見に対して検討・反映等を行い、職員に周知する仕組みがあるとともに、職員のモチベーションの維持向上に向けた取り組みを行っている
- 職員のワークライフバランスの充実に向けた先進的な取り組みをしている
- 定量的指標のうち、基準を満たす指標が3個以上ある

【問合せ先】

岐阜県健康福祉部 高齢福祉課 長寿社会推進係

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

TEL : 058-272-8289 (直通) FAX : 058-278-2639

E-mail : c11215@pref.gifu.lg.jp